

第 38 回九州高等学校ゴルフ選手権春季大会・中学校大会
(兼第 38 回全国高等学校ゴルフ選手権春季大会・中学校大会九州予選)
第 1 回九州中学校ゴルフ選手権 J 3 カップ

2018 年度大分カントリークラブ開催競技は、日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（2016 年 1 月施行）とこのローカルルールと競技の条件を適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定や注意事項を確認のこと。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は：2 打の罰。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 27）
アウトオブバウンズは白杭で定める（定義「アウトオブバウンズ」参照）。
2. ウォーターハザード（ラテラルウォーターハザードを含む）（規則 26）
 - (a) ウォーターハザードの限界が片側だけ定められている場合、そのウォーターハザードやラテラルウォーターハザードは無限に広がっているものとみなす。
 - (b) ウォーターハザードの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界と一致する。
3. 異常なグラウンド状態（規則 25）
 - (a) 修理地は白線と青杭で標示する（定義「修理地」参照）
 - (b) スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については付属規則 I (A) 3e を適用する。（規則書 P164）
 - (c) パッティンググリーン前後のペイントマークとスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合（スタンスの障害は除く）、規則 25-1b に基づく救済を受けることができる。
4. 障害物（規則 24）
 - (a) 場内整理用の縄張り施設は障害物とみなす。
 - (b) 排水溝は動かさない障害物とみなす。
 - (c) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の動かさない障害物とみなす。
 - (d) 動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
 - (e) 動かさない障害物によって囲まれた造園区域（花壇、低木の植え込みなど）はその障害物の一部とみなす。
 - (f) 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。
5. バンカー内の石
付属規則 I (A) 3f を適用する。（規則書 P164）
6. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡
パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じとみなし規則 16-1c に基づき修理することができる。
7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合
規則 18-2 と 20-1 は以下の通り修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤー、またはそのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2 や 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。
8. コースと不可分の区分
 - (a) 巻物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分
 - (b) ウォーターハザード内にある護岸用の構築物
9. 地面に食い込んでいる球の救済
付属規則 I (A) 3a を適用する（規則書 P160）
10. 臨時の動かさない障害物
付属規則 I (A) 4b を適用する。（規則所 P167）
11. 臨時の動力源とケーブル
付属規則 I (A) 4c を適用する。（規則所 P171）

競技の条件

1. 委員会の裁定
委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
2. クラブと球の規格
 - (a) 適合ドライバーヘッドリスト（付属規則 I (B) 1 a）を適用する。（規則書 P176）
 - (b) 溝とパンチマークの規格
裁定 4-1/1 「2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件」適用する。
 - (c) 公認球リスト（付属規則 I (B) 1b）を適用する。（規則書 P177）
3. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則 6-8 b 注）

付属規則 I (B)4 を適用する。(規則書 P180) 通報は以下の通り。

- プレーの即時中断 : 1 回の長いサイレン (30 秒)
- プレーの中断 : 連続する 3 回のサイレン (繰り返し) (3 秒)
- プレーの再開 : 2 回のサイレン (繰り返し) (10 秒)

注: 険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習しているプレーヤーは参加を取り消されることがある。

4. ホールとホール間での練習 (規則 7-2-注 2)
付属規則 I (B)5b 適用する。(規則書 P181)
5. 移 動
付属規則 I (B)8 を適用する。ただし、委員会が認めた場合は除く。(規則書 P183)
6. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)
スコアリングエリア方式を採用する。
7. タイの決定
タイの決定方法は該当する競技規定に定める。
8. 競技終了時点
決勝競技では競技委員長の成績発表がなされた時点、予選競技においては競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって競技は終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 予備グリーンは定義上「目的外パッティンググリーン」であり。球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3b に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。
2. ローカルルールや競技の条件に追加、変更があるときは、スターティンググラウンド付近に掲示して告示する。
3. パッティンググリーン保護のため、メタルスパイクシューズおよびタウン用シューズの使用を禁止する
4. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習では球数には制限がある。球数は別途告示する。
5. 9 ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
6. スタートの呼出は一切行わないので、スタート 10 分前までにはスターティングホールに待機すること。
7. 競技前日の練習は、アウト、インともスタートを 14 時で打ち切る。
8. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
9. 委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。

競技委員長 桑 原 慶 吾

ローカルルールと競技の条件に次のことを追加する。

1. ホール間の移動のみ乗用カートの使用を認める。
2. 順位の決定はマッチングスコアカード方式による。
3. 練習場での球数は、一人 24 球とする。
4. 使用ティーマークは、男子は黄色、女子は白色を使用する。
5. ギャラリーはクラブハウス周辺のみ入場可。
6. バンカーの流水跡に球が止まった場合は、罰なしにもとに位置にできるだけ近く、かつホールに近づかない箇所にドロップすることができる。ただしスタンスは含まない。

競技委員長 桑 原 慶 吾